

（協定に関する日本国外務大臣とアメリカ合衆国臨時代理大使との間の書簡）

（参考）

(協定に関する日本国外務大臣とアメリカ合衆国臨時代理大使との間の書簡)

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（以下「協定」という。）に言及するとともに、次のことを貴官に通報する光榮を有します。

- 1 a 協定第五条の規定の運用上、日本国政府は、協定第一条の規定に従つて日本国が負担する経費の日本国の各会計年度のための概算要求額については、協定第一条にいう全労働者のうち二万三千百七十八人の労働者数をもつて算定をする方針を有する。
- b ただし、いずれかの会計年度における全労働者数が二万三千百七十八人を下回る場合には、日本国政府は、協定第一条の規定に従つて日本国が負担する経費の概算要求額については、当該全労働者数の給与及び手当の額に基づいて算定をする方針を有する。

- 2 a 協定第五条の規定の運用上、日本国政府は、協定第二条の規定に従つて日本国が負担する経費の令和四年度から令和八年度までの日本国の各会計年度のための概算要求額は、令和四会計年度については二百三十四億円、令和五会計年度については二百三十四億円、令和六会計年度については百五十一億円、令和七会計年度については百三十三億円、令和八会計年度については百三十三億円をもつて算定をする方針を有する。
- b ただし、いづれかの会計年度における協定第二条(a)及び(b)に規定する料金又は代金の支払に要する経費の総額が2 a の規定による概算要求額を下回る場合には、日本国政府は、当該支払に要する経費の総額を負担する意図を有する。
- c 日本国の各会計年度のための概算要求額に関し、日本国政府は、当該概算要求額に、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の住宅であつて、施設及び区域の外側にあるものに係る経費を算入しない方針を有する。
- d 日本国政府は、協定第二条に規定する電気、ガス、水道、下水道及び燃料の調達契約の状況を常時把握することができるよう、合衆国政府から現行契約の内容の通知を受け、また、契約の変更若しくは廃

止又は新たな契約の締結が行われるときは事前にその内容の通知を受けることを希望するとともに、必要に応じ協議を行うことを要請する意向を有する。

- 3 協定第五条の規定の運用上、日本国政府は、協定第三条1(a)の規定に従つて日本国が負担する経費の日本国の各会計年度のための概算要求額については、合衆国政府により提出される本件経費見積りを考慮して算定をする方針を有する。協定第三条1(a)の規定に従つて日本国が計上する意図を有する令和四年度から令和八年度までの日本国の会計年度のための概算要求額の総額は、当該概算要求のための全ての必要な手続を完了することを条件として、二百億円となる。
- 4 協定第五条の規定の運用上、日本国政府は、協定第三条1(b)の規定に従つて日本国が負担する経費の日本国の各会計年度のための概算要求額については、合衆国政府により提出される本件経費見積りを考慮して算定をする方針を有する。協定第三条1(b)の規定に従つて日本国が計上する意図を有する日本国のが会計年度のための概算要求額については、令和三会計年度の予算額に準ずる。当該予算額は、百十四億二千二百五十六万五千円である。
- 5 本件経費負担の適正な執行を確保するため、両政府は、協定第六条の規定により協議することができる

ことが確認される。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かつて敬意を表します。

二千二十二年一月七日に東京で

日本国外務大臣 林 芳正

アメリカ合衆国臨時代理大使

レイモンド・F・グリーン殿

(米国側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本官は、本日署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関するアメリカ合衆国と日本国との間の協定（以下「協定」という。）に関する本日付けの閣下の書簡を受領したことを確認する光榮を有するとともに、次のことを閣下に通報する光榮を有します。

- 1 合衆国政府は、閣下の書簡1 a及びb、2 a、b及びc、3並びに4に異議を有しない。
- 2 合衆国政府は、日本国政府が協定第二条に規定する電気、ガス、水道、下水道及び燃料の調達契約の状況を常時把握することができるよう、日本国政府に対し、現行契約の内容を通知し、また、契約の変更若しくは廃止又は新たな契約の締結を行うときは事前にその内容を通知するとともに、日本国政府の要請に応じて協議を行う意向を有する。
- 3 合衆国政府は、協定第三条1(b)の規定に関し、アラスカはアメリカ合衆国の施政の下にある領域又は同

国の領域とみなされ、また、支援機が実施する訓練は合衆国軍隊の訓練とみなされるとの理解を有する。

4 本件経費負担の適正な執行を確保するため、両政府は、協定第六条の規定により協議することができる
ことが確認される。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

一千二十二年一月七日に東京で

アメリカ合衆国臨時代理大使

レイモンド・F・グリーン

日本国外務大臣 林 芳正閣下